

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 4 月 1 日

西会津町長 薄 友 喜

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

西会津町牛尾地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 3 月 3 1 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人 1 経営体

個人 8 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3の結果として当該区域に担い手は十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 平成 26 年 4 月に若年者が就農し、果菜育苗及び施設園芸を開始した。また、退職を機に就農を考えている方もおり、安定した農業経営ができるように基盤強化を図る。
- ・ ライスセンターが設置され、稲の刈り取りや乾燥調製は共同作業が行われていることから、作業の効率化と経営の安定を図るため稲作を主体とした法人を設立し、地区の水稲生産を担っていく。さらに周辺地区の水稲生産及び農作業受託も推進していく。また、農地を守るため地区住民が共同で農地の保全管理していく。
- ・ きゅうりを主とする施設園芸も行われており、水稲と併せた主要作物として生産拡大を図るとともに、6次産業化にも取り組み、農地の利活用と農家所得の向上を図る。